

第3回 清瀬市公共施設利用促進検討委員会 会議録

1 開催日時

令和5年11月27日（月）午前10時から午前11時00分まで

2 場所

清瀬市役所3階 会見室

3 会議内容

(1) 開会

(2) 前回会議における課題について

前回会議における課題について事務局から説明を行った。

(3) 委員意見交換

・前回会議にてマットを公共施設内に置いておくという話があった。防災で使えるようなものについては、置いておけるというようなことを市で考えてみてもよいのではないか。

・防災用品、や非常食については、各学校で十分に用意しているのではないか。

・市が委託している事業については、その事業に使う備品などは置かせようとしないとその分の費用がかかり委託費が増額になるのではないか。

・野球場などは子ども料金のようなものがある。会議室等でもそのような子ども料金の設定なども考えてみてもよいのではないか。

・利用者の市内居住、市外居住で料金が異なっている。これもどのように管理していくのかということを考えてもよいのではないか。

・野球場の使用料は少し安すぎるのではないか。

・貸し出しの時間区分を午前、午後、夜間ではなく2時間半ごとに区切って貸し出しを行ってみるのはどうか。全ての施設を一度にそのような区分けにするのではなく、一部の施設を試験的にそのような区分けにしてみても良いと思う。

・午後の時間帯で借りる場合、午後の時間のうちの少ない時間を使う場合と、午後の時間全部を使う場合とで、料金を変えてみてはどうか。

・平等に利用できるようにすることが大事だと思う。その平等は、全ての人と同じというわけではなく、状況に応じて利用者が平等だと感じるような貸し出し方法にすべきだと思う。

・市から委託された事業の場合には、備品の管理費用などは委託費の中に入れて込んで契約を結ぶ、そして備品置き場等を確保するということが必要だと思う。

う。

- ・使用料について、利用者側としては、事業を実施する際に入場料等の収益を得るような事業かどうかで変わってくると思う。
- ・貸し出しの時間区分については、細かくすると、施設の管理コストが従来よりも必要になると思う。
- ・習い事などはだいたい1時間半などで行うものが多い。そう考えると、2時間半ごとの貸し出しというのはちょうど良いのではないか。
- ・2時間半ごとだとすると、お昼の時間帯の利用者はあまりいないのではないか。
- ・利用者については、人数、公益性などを登録させておいて、カテゴリーをいくつかに分けて、カテゴリーごとに料金の設定をすべきだと思う。
- ・人数等の登録はどのように書くことができる。住民票を出させるとか、登録に反した場合には、3年間利用させないなどの、罰則を設ける等をすべき。
- ・あまり罰則を設けるといふことはすべきではないのでは。その都度利用者リストを提出させる等の対応でよいと思う。

(4) 弁護士との意見交換

市内公共施設の法的問題点について、弁護士から意見をもらった。以下、Qは委員会からの質問、Aは弁護士からの回答。

- ・Q：野球場についてだが、このように倉庫等が置かれた状態というのは、法的にはどのような問題があるか？
A：市が許可をしていない限り、不法に占拠された状態ということになる。市は野球をすることとしての使用を許可しているだけである。
- ・Q：そうすると、市は倉庫等を撤去するように求めることはできるのか？また、費用を徴収するという事は可能か？
A：撤去を求めることは可能。費用についても徴収できる。契約等をするか使用料を設定して徴収するということになる。
- ・Q：撤去を求める場合、どのような根拠に基づいて請求することができるのか？
A：市に所有権があれば、所有権に基づき請求することができる。賃借権に基づく請求も可能。
- ・Q：倉庫等の撤去費用も徴収することができるか？
A：最終的には徴収することができる。強制的に徴収するためには、裁判等を行う必要がある。

(5) その他

次回日程等について事務局より報告をして閉会となった。